

令和8年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(障害福祉サービス等の報酬改定の概要について)



令和8年3月30日
姫路市 障害福祉課

令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要について

- ・ **令和 8 年度報酬改定について、現時点で国からは概要のみが公表されています。**
- ・ 本説明会では、国資料のすべてを網羅しているわけではありませんので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

国資料（事業者説明会ホームページに掲載）	
①	処遇改善加算の拡充
②	就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準の見直し
③	応急的な報酬単価の特例

令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html

福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

【令和8年度事業者説明会資料】

対象サービス	障害福祉サービス全般 <u>(新規) 計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援</u>
改正内容	対象職種の拡大: 加算対象を「福祉・介護職員」から「障害福祉従事者」に拡大し、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実施します。
	上乗せ措置(新設) : 生産性向上や協働化に取り組む事業者を対象に、月0.3万円(1.0%)の加算率上乗せ(加算Ⅰ・Ⅱ)を実施します。
施行時期	令和8年6月
その他	キャリアパス要件や職場環境等要件に関する「令和8年度特例要件」を満たした実績報告書の提出等により、要件適用の確認を行います。
事業所への支援	障害福祉サービス事業所等サポート事業の対象 (支援が必要な場合は、社労士等の支援を無償利用可)

詳細は国資料をご覧ください

就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準の見直し

【令和8年度事業者説明会資料】

対象サービス	就労継続支援 B 型																							
内容	<ul style="list-style-type: none">● 各報酬区分の基準となる平均工賃月額が一律3,000円の引き上げ● 平均工賃10,000円以下、10,000円以上15,000円未満の区分は据え置き <p>例：定員20人以下の場合の基本報酬区分（一部抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="754 636 2277 1090"><thead><tr><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">改定後</th></tr><tr><th>平均工賃月額</th><th>単位数</th><th>平均工賃月額</th><th>単位数</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">45,000円以上</td><td rowspan="2">837</td><td>48,000円以上</td><td>837</td></tr><tr><td>45,000円以上48,000円未満</td><td>812</td></tr><tr><td rowspan="2">35,000円以上45,000円未満</td><td rowspan="2">805</td><td>38,000円以上45,000円未満</td><td>805</td></tr><tr><td>35,000円以上38,000円未満</td><td>781</td></tr></tbody></table>				現行		改定後		平均工賃月額	単位数	平均工賃月額	単位数	45,000円以上	837	48,000円以上	837	45,000円以上48,000円未満	812	35,000円以上45,000円未満	805	38,000円以上45,000円未満	805	35,000円以上38,000円未満	781
現行		改定後																						
平均工賃月額	単位数	平均工賃月額	単位数																					
45,000円以上	837	48,000円以上	837																					
		45,000円以上48,000円未満	812																					
35,000円以上45,000円未満	805	38,000円以上45,000円未満	805																					
		35,000円以上38,000円未満	781																					
対象事業所	令和 6 年度報酬改定前後で、基本報酬区分が上がった事業所																							

詳細は国資料をご覧ください

応急的な報酬単価の特例

【令和8年度事業者説明会資料】

対象サービス (算定割合)	サービス種別	所定単位数からの算定割合	
	就労継続支援B型	98.40%	
	共同生活援助	97.20%	日中サービス支援型 介護サービス包括型
	児童発達支援	98.80%	
	放課後等デイサービス	98.20%	
対象事業所	令和8年6月1日以降に <u>新規指定</u> された事業所（既存事業所：対象外）		
配慮措置の例	共通	離島・中山間地域（特別地域加算）にある事業所に係る基本報酬	
	就B	医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する事業所の基本報酬	
	GH	重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算の基本報酬	
	放デイ 児発	重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬 基本報酬医療的ケア区分（1～3）	

詳細は国資料をご覧ください